

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

師走の慌ただしい季節となり、あかり会計の税理師も走ります。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。

秋から冬へ、季節の流れは速いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～12月の税務カレンダー～

12/10

- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

翌年1/4

- 10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞
- 4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)

- 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
- 給与所得の年末調整
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付



～トピックス～

周知進まないインボイス

10月に登録受付が始まったインボイス制度の周知が全く進んでいません。企業間取引の電子化を手掛けるインフォーマットによる調査で、インボイスが導入されるにあたっての対応を検討している事業者は全体の1割にとどまるという結果が出ました。インボイス制度への対応を怠ると仕入にかかった消費税の税額控除が受けられなくなる可能性があるため、事業者への早急な認知拡大が求められています。

調査結果によると、インボイス制度について「対応を検討している」とした割合は10.3%にとどまり、「よくわからない」が55.3%、「対応を検討していない」は34.4%に上りました。

インボイス制度を適用するための事前登録申請の受付は今年10月1日から始まっています。制度の開始は2023年10月で、それ以降は原則としてインボイス（適格請求書）発行事業者以外との取引では消費税の仕入税額控除を受けることができなくなります。

免税事業者は発行事業者として登録することができないことから、免税事業者と取引をしている企業は仕入で支払った消費税分だけ損することになります。そのため免税事業者が取引から排除される懸念があり、実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置が設けられていますが、29年10月からは100%控除不可となります。

都内の税理士の一人は「導入間際になってバタつく事業者が多発するのではないか」と混乱を懸念しています。

<情報提供：エヌピー通信社>